

こぢ「企業の労働110番」です



おおにし社会保険労務士事務所所長
名北協会ホワイト企業推進室長・医療労務コンサルタント

特定社会保険労務士 大西正高

年次有給休暇の買取

「はい、こちら企業の労働110番です」。
電話は、有給休暇の取り扱いにお困りの総務担当者様でした。「当社で10年くらい勤務していた従業員Aが、約1か月後の退職の申出をされました。A

はほとんど年休を使っておらず、使っていない年休を買取して欲しいと言ってきました。Aの上司は、退職までの期間で年休の取得を勧めましたが、残務整理で年休の取得は出来ないのでは年休を買取してほしい、との一点張りです。当社としては、年休

の買上げに応じなければならぬでしょうか。

また、買上げた場合の税務上の処理はどうなりますか」とのご相談です。

1、年休の買上げ

① 年休の買上げ

(1) 年休の買上げとは

使用者が、労働者に対して金銭を支払うことにより年次有給休暇（以下「年休」）の権利を買上げ労働者の年休の残日数を減らすことをいいます。

(2) 原則は労基法39条違反

労基法39条の趣旨は年休の取得により労働者の心身の疲労を回復させる

仕事と生活の調和を実現させることにあります。労働者が現実にと所定労働日に休業しなければ意味がありません。金銭支給で年休を買上げることは年休の趣旨を没却することになり労基法39条違反となります。

(3) 例外的に認められる場合

ア、法定外年休の買上げ
法定日数を超過して与えられている有給休暇日数分に関しては、就業規則・労働協約・労使間の合意により適法に行うことができます。

イ、時効消滅した年休の買上げ

労働者の年休権は2年の消滅時効にかかります。労働者は、時効消滅した年休権を行使出来



ないため、労働者の現実の休業が妨げられる場合に該当しません。

ウ、退職により消滅した年休の買上げ

今回のご相談のケースです。年休は労働契約の存続を前提としており退職し労働契約が終了した場合は労働者の年休権は消滅します。従って、労働者の退職時に退職により消滅する年休を使用者が買上げる場合は、労

働者が年休権を行使して現実には休業することを妨げる場合に該当しません。

(4) 結論

労働者が使用者に対して未消化の年休を買取るように請求する権利は認められていません。

例外的に認められる場合（アからウ）でも有給休暇を買取る義務は会社にはなく、会社が任意に応じる場合だけです。

労働者が有給休暇の買取を希望する場合は、有給休暇の買取の金額には決まりはないため事前に会社と有給休暇の買取の金額を確認・交渉する必要があります。

2、退職時の年休買上げと税務処理

(1) 退職所得（ウ…退職により消滅した年休の買上げ）

「退職手当等とは、本来退職しなかったとしたらならば支払われなかったもので、退職したことに起因して一時的に支払われることとなった給与をいう」で、退職に起因する従業員にのみ認められる制度で解雇予告手当等が該当します。

今回の退職時の未消化の年休の買上げに対し労働者に支払われる金銭に関しては、本来退職

しなければ、未消化の年休が買取られるものではなく、退職に起因して一時的に支払われることになった給与であることから、「退職所得」になります。源泉所得税も退職所得に対する課税となります。

(2) 給与所得（ア…法定外年休の買上げ、イ…時効消滅した年休の買上げ）

法定外年休の買上げ・時効消滅した年休の買上げの場合は、「本来退職しなければ支払われないもの」ではないので退職所得には該当せず、また退職時に支払われたとしても在職者と同様の基準で支払われるべきものであり「給与所得」となり源泉所得税も給与所得に対する課税となります。

【まとめ】

使用者は、労働者からの年休の買上げの申出に必ず義務を負いません。

仮に応じた場合、退職時の年休の買上げの際に支給する金銭は、「退職所得」となり退職所得の源泉所得税となります。

イラスト・木村武司